

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課)	693
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃
公 告	
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの 縦覧 (山城北土木事務所)	694
○都市計画下水道の変更に係る図書の写し の縦覧 (〃)	〃

○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、中丹西土木事務所)	694
公 安 委 員 会	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	〃
監 査 委 員	
○令和 6 年度に執行した監査の結果に基づき講じら れた措置	696

告 示

京都府告示第490号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府医師国民健康保険組合の規約の変更を令和7年9月22日認可した。

令和7年10月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区に次の区域を追加する。

橿原市

京都府告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年10月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

宮津市字中野小字屋倉谷1から4まで、字国分小字矢蔵谷18から21まで、22の1、22の2、23、24、10001、10002、10224、字溝尻小字西山10012、10013(次の図に示す部分に限る。)、字小松小字矢蔵谷6、6の2、7、10001、10002

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字国分小字矢蔵谷22の1・10002・10224・字溝尻小字西山10012・字小松小字矢蔵谷6・6の2・10001（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

宇治田原町から宇治田原都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

宇治田原町から宇治田原都市計画下水道（宇治田原町公共下水道）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市金ヶ原上ノ谷1の一部、2の3、2の6の一部、3の4、6の8、9から14まで、33から37まで、金ヶ原土山6の2、高台西6の24、市有地（関連区域）
長岡京市高台西10の12の一部、10の14の一部、11の23の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市西京区大枝東長町1の42 ヴェルデ洛西101号
株式会社 S & L
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市寺戸町新田27の5の一部、28の1の一部、29、37の1、市有地（関連区域）
向日市寺戸町新田27の1、27の2、27の3の一部、27の5の一部、28の4、28の5、37の2、市有地、府有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市右京区山ノ内荒木町7の58
株式会社エルハウジング
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字篠尾小字川上25の3の一部、25の4の一部、1085の14、1092の1、1093の1、1094の1の一部、1095の1、1096の1、1097の1、1102の1の一部、1103の1の一部、1104の1の一部、市有地（関連区域）
福知山市字篠尾小字川上1092の2の一部、1094の2、1095の2、1096の2、1097の2、1102の2、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
福知山市篠尾新町四丁目1の1
足立不動産株式会社

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第161号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 型)	教 習 指 導 員 審 査 (大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (中 型)	教 習 指 導 員 審 査 (中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (準 中 型)	教 習 指 導 員 審 査 (準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普 通)	教 習 指 導 員 審 査 (普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 特)	教 習 指 導 員 審 査 (大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大 自 二)	教 習 指 導 員 審 査 (大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普 自 二)	教 習 指 導 員 審 査 (普 自 二)
けん引免許（法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの）	技 能 検 定 員 審 査 (けん 引)	教 習 指 導 員 審 査 (けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (大型二種)	教 習 指 導 員 審 査 (大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (中型二種)	教 習 指 導 員 審 査 (中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技 能 検 定 員 審 査 (普通二種)	教 習 指 導 員 審 査 (普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和7年11月10日（月）、令和7年11月11日（火）、令和7年11月12日（水）、令和7年11月13日（木）及び令和7年11月14日（金）	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。）とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の日前6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚

ウ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第3条第1項の規定に

より、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

- (1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）において配布する。
- (2) 審査当日は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具を持参すること。
- (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係（電話075-631-5181（代表）内線453）に行くこと。

監 査 委 員

7 年監査公表第 7 号

令和 6 年度に執行した監査の結果（令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 2 月 28 日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、京都府知事、京都府議会事務局長及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府監査委員	能 勢 昌 博
同	藤 山 裕紀子
同	森 敏 行
同	橋 本 幸 三

1 定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 健康福祉部

① 医療課

(指摘)

病院事業会計決算に貯蔵品を計上していなかったもの

(措置の内容)

令和 5 年度決算についての監査の指摘を受けて、令和 6 年度決算において貯蔵品に係る会計処理の修正を行った。

今後は地方公営企業法等に基づく適切な事務の執行に努め、複数の職員により十分にチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

② 家庭支援総合センター

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤って支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和 7 年 2 月までに全員から返金を受けるとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後は、手当の入力に際して十分注意するとともに、複数職員による組織的な点検体制を構築することに加え、本人がやむを得ず入力することができない場合でも代理の者が入力する等して当日入力を徹底する。

また、朝礼や職員会議等の場を通じて、特殊勤務手当を誤入力しないよう繰り返し周知・徹底することにより再発防止を図ることとした。

③ 宇治児童相談所

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤って支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和 7 年 4 月までに全員から返金を受けるとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後は、手当の入力に際して十分注意するとともに、複数職員による組織的な点検体制を構築することに加え、本人がやむを得ず入力することができない場合でも代理の者が入力する等して当日入力を徹底する。

また、朝礼や職員会議等の場を通じて、特殊勤務手当を誤入力しないよう繰り返し周知・徹底することにより再発防止を図ることとした。

④ 府立洛南病院

(指摘)

行政財産の使用を許可する期間及び使用料の算定を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに過誤の使用許可期間及び徴収済使用料について相手方に説明を行い、令和 7 年 2 月に使用許可期間を変更し、令和 7 年 3 月に使用料の還付及び追加徴収を行った。

また、指摘事項を所内で情報共有し、同様の

事例がないことを確認した。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員により十分にチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

(2) 広域振興局

① 乙訓土木事務所

(指摘)

小修繕工事において請負代金を過少に支払っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、小修繕工事の精算手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和 6 年 12 月に過少分の支払を行った。

なお、他に同様の事例がないか確認したところ、過少支払と過大支払が確認されたため、それぞれ令和 7 年 1 月に過少分の支払と過大分の返還を受けた。

今後は精算時に確認が確実にできるよう、根拠資料を精算書に添付することを徹底するとともに、チェックシートを新たに作成し、確認不足が発生しない取組を導入することにより、再発防止に努めることとした。

② 中丹東保健所

(指摘)

補助金交付の要件を満たしていないものに対し額の確定等を行っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、事業者に対して正当な補助金実績報告書の提出を求め、額の確定を行い、令和 7 年 2 月に過大に交付していた補助金の返還を受けた。また、補助対象として承認通知を发出していたもののうち、補助対象要件に該当していなかったものについて、令和 6 年 12 月に事業者に対して承認取消通知を行った。

今後は、複数職員が補助金制度、補助事業内容を理解した上で補助金交付申請書等の記載内容と証拠書類との整合を確認する体制をとり、再発防止を図ることとした。

③ 丹後広域振興局（宮津）

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り過少徴収していたもの

(措置の内容)

過去の全ての行政財産目的外使用許可について、使用料に誤りがないかを点検した。相手方 3 者分の許可において、令和 3 年度以降の建物使用料の算定に誤りがあったため、相手方に事情を説明の上、正しい内容の使用許可書に訂正し、令和 6 年 12 月までに不足額を徴収した。

今後の対応として行政財産目的外使用料の計算に係る注意事項を示したチェックシートを作

成し、起案の回付時に他の職員がこのチェックシートによって要注意箇所を重点的にチェックすることができる体制を強化し、再発防止に努めることとした。

④ 丹後土木事務所

(指摘)

委託料を過大に支払っていたもの

(措置の内容)

過大に支払った委託料について、相手方へ説明を行い、令和 7 年 6 月に分割納付（令和 7 年度から 9 年度の 3 箇年）による過払金の返還について協定を締結し、同月に令和 7 年度分の返還を受けた。

今後は、委託料の算定に当たり、複数の職員による確認を行い、再発防止を徹底することとした。

(3) 議会事務局

(指摘)

私費による支払が翌年度に判明し処理したものの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、適切な事務処理についての共通理解を図り、同様の事例がないことを確認した。

業務完了後や月毎の支払状況については、会計事務月次点検及びチェックリストによる点検を複数人で行うとともに、各担当業務の進捗状況等を正確に把握することで、組織的なチェック体制を強化し、再発防止を図ることとした。

(4) 教育委員会

府立朱雀高等学校

(指摘)

外部講師等への謝金及び旅費の支払が著しく遅延していたもの

(措置の内容)

監査終了後、全課程の事務室会議を開催して説明を行い、管理職全員で内容を共有した。

今後は、複数の事務職員で進捗管理、管理職・担当教員・事務職員で綿密に確認し合い、事業内容の共有の徹底を図るとともに、月例点検時の重点的な確認を行い、再発防止に努めることとした。

2 財政的援助団体等監査

監査の結果

(1) 京都府公立大学法人（府立医科大学）

(指摘)

毒物及び劇物の管理が適正でないもの

(措置の内容)

今回の監査結果を踏まえ、京都府公立大学法人府立医科大学において、毒物及び劇物の管理について、適切な管理・運用を行うよう指導した。

当該法人においては、学内で関係所属長に対して適正管理について通知し、使用見込みのない毒物・劇物については、廃棄を実施していることを確認した。

また、各所属において定期的に現物と整理簿の照合確認をするよう再周知・徹底しているほか、大学として定期的な立会検査（各教室の管理状況の点検と現物確認）を新たに実施していることを確認した。

(2) 公益社団法人京都府青少年育成協会

(指摘)

施設の使用に係る料金を府の承認を得ず徴収していたもの

(措置の内容)

今回の監査結果を踏まえ、公益社団法人京都府青少年育成協会において、今後施設の利用料金の徴収は京都府立青少年海洋センター条例で定められた範囲のみとするよう、事務局職員に対して研修を実施し、再発防止の徹底を図ったことを確認した。また、承認を得ず徴収していた利用料金については、令和7年7月までに、返金を辞退された団体等を除き、返金手続が完了したことを確認した。

さらに、当該団体に対し、指定管理団体として条例及び「京都府立青少年海洋センターの管理に関する基本協定」に基づく適切な施設管理・運営を行うよう指導した。